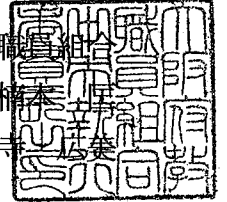


2015年12月17日

大阪府教育委員会
教育長 向井 正博 様

大阪府教職員組合
中央執行委員長 梅本 厚
臨時採用職員部部長 木寺 昌泰



2015年度 大阪教組臨時採用職員部要求書

大阪教組は2005年2月に臨時採用職員部を発足させ、臨時採用職員の権利確立・待遇改善にとりこんでいます。

近年、学校現場には講師や臨時主事・臨時技師が急増していますが、正規採用職員に比べ、その生活保障や待遇面等において多くの課題を抱えています。大阪教組臨時採用職員部は、生活保障や待遇面等における課題解決に向けて以下の点について要求いたします。貴教育委員会の誠意ある回答を求めます。

記

1. 臨時的任用職員の処遇について

- (1) 臨時的任用教職員の初任給の上限を撤廃すること。とくに府立学校臨時講師と小中学校臨時講師の格差を是正するため、小中学校教育職給料表1級の最高号給を引き上げるなど改善を図ること。また、相当の経験年数を有する臨時講師について、教育職給料表2級を適用するなど、正規採用者との格差是正にとりくむこと。
- (2) 月途中に採用される教育職給料表適用以外の臨時的任用職員にも、通勤手当を日割等で支給すること。
- (3) 定期健康診断のあり方を改善すること。

2. 非常勤講師の処遇について

- (1) 非常勤職員の待遇等の労働条件は常勤職員と共通・密接に関連するものであることから、常勤職員の給与改定にあわせて報酬単価を引き上げること。また、報酬単価を経験年数等に応じて引き上げること。
- (2) 一時金の支給を行うこと。
- (3) 休暇制度の拡充を行うこと。
- (4) 授業準備・事後処理等の時間についても報酬を支給すること。

- (5) 所定労働時間を超えて児童・生徒対応などの勤務が生じた場合は、時間外勤務手当に相当する報酬を支給すること。

3. 雇用等について

- (1) 雇用時には、本人に労働条件明示書により労働条件を示すこと。また、勤務時間等について、学校長より職場の同僚職員へ周知するよう指導すること。
- (2) 長期休業中においても、授業準備や事後処理等の時間について報酬を支給すること。
- (3) 時間外労働及び契約外労働の排除を徹底すること。やむを得ず、所定の勤務時間を超える勤務と勤務日の変更を行う場合は、本人の了解を得るとともに振替措置を行うなど、適切に対応するよう指導すること。
- (4) 男女雇用機会均等法をふまえ、雇用期間の取り扱い等、勤務条件を公平に取り扱うこと。
- (5) 産休・育休の代替の引継ぎ日の徹底をはかるとともに、病休・休職者の代替の引継ぎ日を設けること。

4. 諸手続き・周知について

- (1) 健康保険証の交付を速やかに行うこと。
- (2) 失業手当の給付手続きの簡素化をはかること。

5. 臨時採用職員の労働条件・教育研究活動について

- (1) 差別的待遇やセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントには厳しく対処し、早期解決をはかること。
- (2) 福利厚生制度を創設すること。
- (3) 希望に応じて研修を受講する機会を保障するなど、臨時採用教職員のスキルアップに努めること。

以上